

土地…30万円 家屋…20万円
償却資産…150万円

A 土地、建物(家屋)および機械・器具・備品など)が固定資産税の対象となります。ただし、それぞれの課税標準額(税金の計算のもとになる額)の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税および都市計画税は課税されません。

A 固定資産税の対象となる資産は何ですか。
Q 土地、建物(家屋)および機械・器具・備品など)が固定資産税の対象となります。

A 土地の評価について教えてください。
Q 今年は評価替えの3年目にあたることから、土

A 都市計画税は誰が納めるのですか。
Q 都市計画税は誰が納めるのですか。

A 平成28年に住宅を新築しましたが、今年度分から急に固定資産税が高くなったのは、なぜですか。
Q 新築の一般住宅は建築の促進を図るため、3年間の減額制度があり、そのため固定資産税が減額されますが、減額期間が終了した4年目(令和2年度)からは本来の税額となるため、昨年と比べ高くなつたのです。

A 税金はどのように納めますか。
Q 共有者の中から代表者の代表者宛てに納稅通知書を送付します。なお、代表者を変更される場合は、届け出してください。

A 固定資産の所有者が死亡した場合はどのように課税されるのですか。
Q 相続などの不動産登記がされるまでに法定相続人の中から代表者を決めてい

教えて! 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税の納稅通知書を5月1日に発送しますので、これらの税金の質問にお答えします。



A 固定資産税は誰が納めるのですか。

原則として土地、家屋および償却資産(これらないと判断された宅地などについては、価格の修正を行つています)を今年1月1日現在に市内に所有されている方です。したがつて、1月2日以後に売買契約が済んでいても、また家屋を取り壊されていても、今年の1月1日時点の所有者に納稅義務があります。なお、登記されていない家屋の所有者変更は税務課まで届け出してください。

A Q 都市計画税とはどのような税金ですか。

都市計画事業(道路や公園、下水道の整備など)または土地整理事業に必要な費用に充てるために目的税として課税されるものです。

A Q 都市計画税は誰が納めるのですか。

都市計画区域内のうち、条例で定められた区域に所在する土地(山林や原野を除く)や家屋を今年1月1日現在に所有している方です。

A 土地の評価について教えてください。

A まずは税務課にお問い合わせください。また、納税者またはその代理人に限り、帳簿により他の資産の価格と比較することができます。

A 地の評価は据え置くことが原則ですが、地価の下落が認められ価格を据え置くことが適當ではないと判断された宅地などについては、価格の修正を行つています。

A Q 家屋の評価について教えてください。

家屋の評価額は平成30年度の価格を据え置いています。次回の評価替え(令和3年度)では、国の評価基準により損耗の状況や建築物価の変動分をもとにして評価の見直しを行います。

A Q 平成28年に住宅を新築しましたが、今年度分から急に固定資産税が高くなったのは、なぜですか。

新築の一般住宅は建築の促進を図るため、3年間の減額制度があり、そのため固定資産税が減額されますが、減額期間が終了した4年目(令和2年度)からは本来の税額となるため、昨年と比べ高くなつたのです。

A Q 土地の1筆ごと、家の1棟ごとの税額が知りたいのですが。

納稅通知書には課税明細書が添付されており、それぞれの相当税額が表示されていますのでご確認ください。

A Q 1棟ごとの税額が知りたいのですが。

在では住宅用地に認定されなくなり、特例措置が受けられなくなつたためです。

A Q 宅地のうち住宅用地について、その税負担を軽減するための特例措置が設かれています。税額が高く壊されたために、1月1日現在では住宅用地に認定されなくなり、特例措置が受けられなくなつたためです。

A Q 税金はどのように納めらるといですか。

窓口納付用の納稅通知書には納付書が同封されていますので、最寄りの金融機関窓口または郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。また、納付書に記載のあるバーコードを利用したスマートフォン決済やクレジット決済等も可能です。(詳しくは納付書の裏面をご確認ください。)口座振替をご希望の場合機関の窓口でお申し込みください。

A Q 内容や価格に疑問がありますが、どうすればよいですか。

まずは税務課にお問い合わせください。また、納稅通知書をそのまま提出してお申込みください。